千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議 ネットいじめ対策専門部会報告書

○第20回ネットいじめ専門部会

日時:令和4年1月14日(金)

場所:Web会議システム(Zoom)

内容:各機関等のネットいじめに対する取組

事例検討 他

○第21回ネットいじめ専門部会

日時:令和4年5月25日(水)9:30~11:30

場所: We b 会議システム (Zoom) 内容: 各機関のネットいじめに対する取組

ネットいじめに対する取組の課題

ネットいじめ対策専門部会としての本会議への報告内容 他

○第22回ネットいじめ専門部会

日時:令和4年7月

場所:メール等の活用による意見交換

内容: 各機関等における具体的なネットいじめ対策等について

ネットいじめ対策専門部会としての本会議への報告内容 他

千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会報告書 報告日:令和4年8月4日

1 ネットいじめの現状と課題 【現状】

- ・令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査による と、いじめの態様において、パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷等をされる件 数が増加傾向にある。
- ・SNS等の仕組みやルールについて、児童生徒の方が熟知しており、教職員及び保護者は、インターネット関連の対応を忌避する傾向が見られる。
- ・スマートフォン等の所有の低年齢化、児童生徒の使用頻度、使用スキルの高さは上がる一方、リスクに対する意識は低く、大きなギャップがある。その結果、いわゆる自画撮り被害等、より深刻ないじめやトラブルにつながる事案が見られる。
- ・ネットいじめの案件では、被害者・加害者の特定が困難であったり、言葉や画像が削除されてしまったりするネットの特性から、早期に解決が図れないケースもある。
- ・ネット上に個人情報を公開することの危険性について啓発が進んでいる一方で、投稿について匿名化が進み、問題のある書き込みの発信者を発見することが困難になってきている。
- ・SNS等インターネット上で、児童生徒の自殺念慮を誘発するようなサイト等により児童生徒が犯罪被害等に巻き込まれる恐れのある例が散見される。
- ・無料通信アプリやオンラインゲーム上での誹謗中傷やグループ外しが、いじめ問題 の中心になりつつある。
- ・グルーミングと呼ばれる新たなトラブルとして増加している。グルーミングとは、 SNS上で、精神的に落ち込んでいる子どもたちを見つけ、性行為又はわいせつな 行為をする目的で優しい言葉をかけ懐柔する行為である。
- ・児童生徒に一人一台端末が支給され、活用が促進されることに伴い、トラブルの増加が懸念される。

【課題】

- ・児童生徒のインターネットの利用方法が多様化しており、公開範囲が制限された中でやりとりが行われる等、ネットパトロールでは把握しきれない状況があり、対応が必要となってきている。
- ・教職員や保護者に十分な知見や指導力が備わっているとは言えない。そのため、子 どもの方が先行した知識を有する場合があり、トラブルに早急に対応できないこと がある。教職員や保護者向けの研修会の内容については随時見直し、最新の知見や 事例等をしっかりと伝えていく必要がある。
- ・いじめ (ネットいじめを含む) がSNS上で取り上げられ拡散すると、加害者も個人情報を特定される可能性があるため、加害者も将来に渡り影響を受ける場合がある。
- ・無料通信アプリやオンラインゲームは、もともと仲の良い友達同士の遊びの延長で 起こることや外部から確認できないことなどから、各学校とも対応に苦慮している。
- ・一人一台端末を通じたネット上のトラブルや、いじめの未然防止、早期対応のため に、子供たちにパスワード設定の重要性を認識させることや、子供たちがいつでも 相談できる相談窓口の設置、周知等が必要である。

2 現在行われているネットいじめ対策

(1) 主な対策

- (①~④は県いじめ防止対策推進条例第17条(ネットいじめ対策)において、県が 求められている施策)
- ① 児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又

は関係団体の取組への支援

- ・青少年ネット被害防止対策事業 (ネットパトロール) …県民生活課
- ・ネットパトロールで発見された事案の学校への情報提供、指導・助言 「私立中学・中等教育・高等学校関係…学事課 県立中学・高等学校関係…児童生徒安全課

県立特別支援学校関係…特別支援教育課

し 市町村立中・義務教育・高等・特別支援学校関係…市町村教育委員会

② ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備

・相談窓口の設置

┌『そっと悩みを相談してね 中高生「SNS相談@ちば」』

…子どもと親のサポートセンター・児童生徒安全課

※県内(千葉市を含む)の中学・高校に在籍する生徒を対象に実施

24時間子供SOSダイヤル他…子どもと親のサポートセンター

、ヤング・テレホン、スクール・サポーター制度の活用…少年課

県内各所における警察相談活動 他…少年課・サイバー犯罪対策課

- ・犯罪事案への対処…少年課、サイバー犯罪対策課
- ・ 私学関係事案への対処…学事課
- ・県立中学・高校関係事案への対処…児童生徒安全課
- ・特別支援学校関係事案への対処…特別支援教育課
- ・運動部活動関係事案への対処…保健体育課
- ・家庭教育支援チーム設置推進事業…生涯学習課

③ インターネットの適切な利用方法の周知その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動

- ・啓発資料・コンテンツ作成・配付(啓発リーフレット、指導資料集、ポスター、 ウェブサイト等)
 - …県民生活課、生涯学習課、児童生徒安全課、学習指導課、少年課、 サイバー犯罪対策課、子どもと親のサポートセンター、健康福祉政策課、 NPO法人企業教育研究会
- ・インターネットの活用に関する人権啓発活動(人権啓発DVDの貸出し)
 - …健康福祉政策課
- 学校向け講演活動
- …県民生活課、健康福祉政策課、少年課、サイバー犯罪対策課、 NPO法人企業教育研究会
- 教職員向け研修・講習会の開催
 - …県民生活課、児童生徒安全課、学習指導課、特別支援教育課、健康福祉政策課、 総合教育センター、子どもと親のサポートセンター、少年課、 NPO法人企業教育研究会
- 学校問題解決支援対策事業…児童生徒安全課
- ・スポーツ組織と連携・協力しての啓発活動…健康福祉政策課

④ ネットいじめを防止するためのインターネット関係事業者による取組の促進に つながる施策

- ・情報モラル教育研修への講師派遣事業
 - ···児童生徒安全課、学習指導課、NPO法人企業教育研究会

(2) 令和3年度情報モラル研修実績

- ○健康福祉政策課
 - ・DVD貸出5校(利用者722名)
- ○県民生活課

- 情報モラル研修の実施 56か所(13,960名)
- ○学習指導課
 - 新任校長研修(生徒指導の推進:いじめ問題を含む)
 - ・新任教頭研修(道徳教育の推進:いじめ問題を含む)
 - ・小・中・高・特別支援学校初任者研修(いじめ・不登校への対応の基本)
 - ・中堅教諭等資質向上研修 I (教育相談:いじめ及び不登校への対応を含む)
 - ・情報モラルと著作権
- ○児童生徒安全課
 - ・情報モラル教育研修71校(講演が約1,2000名、研修は約600名)
- ○総合教育センター
 - ・初任者研修(小・中・高・特別支援学校の初任者1,167名)
 - ・希望研修「情報モラルと著作権」(小・中・高・特別支援学校の希望者36名)
 - ・情報モラル関係研修(小・中・高等学校の教職員100名)
- ○子どもと親のサポートセンター
 - ·教育相談実践研修(対象17名)
 - 教育相談課題別研修(対象19名)
 - ・生徒指導リーダー育成研修(対象45名)
- ○少年課
 - ・非行防止教室251回(小・中・高校生等43,982人の児童生徒)
- ○サイバー犯罪対策課
 - ・ネット安全教室 児童生徒及び学生向け288回(44,139人)
 - ・ネット安全教室 教職員及び保護者向69回(3,175人)
- ○NPO法人企業教育研究会
 - ・情報モラル研修 約100校(約15,000人)

3 今後に向けて

- ・関係機関が情報共有を図り、積極的に連携を進め、それぞれの専門性を生かして実施 している情報モラルに関する研修内容が、児童生徒のみならず、教員の資質向上、保 護者への啓発につながる内容となるよう努める。
- ・児童生徒がいじめ問題を主体的に考えることができるような、また、情報を活用する ためのマナー等について自律的な行動がとれるような研修内容としていく。
- ・保護者に対しては、引き続き、端末のフィルタリングサービスやペアレンタルコントロール等の機能制限の重要性や方法の周知を図っていく。
- ・引き続きネットパトロールによるいじめに繋がるおそれのある不適切な書き込みの監視、検索と併せて、インターネット適正利用に係る啓発活動を両輪で取り組んでいく。
- ・オンラインゲーム上のいじめやグルーミング等の危険性を児童生徒に分かりやすく 伝えることができるよう、最新の事例をもとにした教材を作成するなど、工夫して取り組んでいく。
- ・一人一台端末の活用推進に向け、教職員対象の研修として、令和3年度より「情報モラルと著作権」の研修を開設し、情報教育及び学校教育における法律に係る内容を学ぶ研修を行っている。令和5年度からは、教職員や行政関係者等を対象とした情報セキュリティに関する研修等、より一層教職員等への研修を充実させていく。
- ・ネットいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるために、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象にもなり得ること、特に、侮辱罪に関しては、本年7月7日から「1年以下の懲役若しくは禁固若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」と厳罰化されたこと等を周知していく。
- ・相談窓口については、相談窓口の開設日数や開設時間、配付方法等、関係機関と連携、 協議しながら、より児童生徒が相談しやすくなるよう工夫していく。
- ・従来の対面式の研修だけでなく、オンラインや動画配信等を活用した研修について推 奨していく。